

沖縄県民投票の結果を尊重し、辺野古埋め立て工事を中止し、沖縄県と誠意をもって協議を行うことを求める意見書

沖縄県においては、地方自治法第74条による県民の直接請求に基づき、昨年10月31日、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例を制定し、本年2月24日に投票が行われた。

投票の結果は、辺野古埋め立ての反対票は71.7%を占めるに至った。

玉城デニー沖縄県知事は、条例の規定に基づいて県民投票の結果を内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知し、安倍晋三首相に新基地建設断念と日米両政府と沖縄県による話し合いの場を設けることを提案した。

しかし、安倍晋三首相は埋め立て工事の継続を表明し、三者協議については進展が見られない。

県民投票において埋め立て反対という沖縄県民の明確な民意が示された以上、憲法が保障する地方自治と民主主義、国民主権を踏まえた真摯な対応が求められている。

よって、国においては地方自治と民主主義を尊重し、沖縄県民の投票結果を踏まえ、辺野古埋め立て工事を中止し、沖縄県と誠意をもって協議を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月13日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

岩手県花巻市議会議長 小原雅道